

羽村市史編さん委員会委員委嘱状交付
及び第 10 回羽村市史編さん委員会次第

平成 30 年 9 月 25 日（火）
午後 7 時～
羽村市役所 3 階 庁議室

1 委嘱状交付

(1) 羽村市史編さん委員会第 3 期委嘱状交付

(2) 企画総務部参事あいさつ

2 市史編さん委員会

(1) 平成 30 年度上半期の事業の進捗状況について 【資料 4】

(2) 平成 30 年度下半期の事業計画について 【資料 4】

(3) 『羽村市史』資料編について 【資料 5 - 1】～【資料 5 - 4】

(4) 平成 30 年度羽村市史関連講座の実施について 【資料 6】

(5) その他

次回会議予定について

<配布資料>

第 10 回羽村市史編さん委員会 次第

席次表

【資料 1】 羽村市史編さん委員会設置要綱

【資料 2】 羽村市史編さん委員会第 3 期委員等名簿

【資料 3-1】 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

【資料 3-2】 羽村市史編さん委員会の傍聴に関する定め

【資料 4】 平成 30 年度上半期事業実績及び下半期事業計画

【資料 5-1】 平成 31 年度資料編体裁案

【資料 5-2】 『羽村市史 資料編 考古』構成案

【資料 5-3】 『羽村市史 資料編 近現代』（仮）構成案

【資料 5-4】 『羽村市史 資料編 民俗』（仮）構成案

【資料 6】 平成 30 年度羽村市史関連講座について

羽村市史編さんだより「伸びゆくはむら」第 13 号・第 14 号

席次（庁議室）

H30.9.25 羽村市史編さん委員会委嘱状交付

ドア

市史編さん委員
教育委員会教育長職務代理者
江本裕子 氏

市史編さん委員
文化財保護審議会会長
白井裕泰 氏

市史編さん委員
農業委員会会長職務代理
清水亮一 氏

市史編さん委員
商工会会長
増田一仁 氏

市史編さん委員
町内会連合会会長
和田 豊 氏

市史編さん委員会
顧問
櫻沢一昭 氏

市史編さん委員
第1部会長
深澤靖幸 氏

市史編さん委員
第2部会長
白井哲哉 氏

市史編さん委員
第3部会長
浜田弘明 氏

市史編さん委員
第4部会長
白井正明 氏

市史編さん委員
第5部会長
菊池健策 氏

傍聴席

ドア

事務局

席次（庁議室）

H30.9.25 第10回羽村市史編さん委員会

市史編さん委員会
委員長
第3部会長
浜田弘明 氏

ドア

市史編さん委員会
副委員長
教育委員会教育長職務代理者
江本裕子 氏

市史編さん委員
文化財保護審議会会長
白井裕泰 氏

市史編さん委員会
顧問
櫻沢一昭 氏

市史編さん委員
農業委員会会長職務代理
清水亮一 氏

市史編さん委員
第1部会長
深澤靖幸 氏

市史編さん委員
商工会会長
増田一仁 氏

市史編さん委員
第2部会長
白井哲哉 氏

市史編さん委員
町内会連合会会長
和田 豊 氏

市史編さん委員
第4部会長
白井正明 氏

市史編さん委員
第5部会長
菊池健策 氏

傍聴席

事務局

ドア

羽村市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑かつ効率的に推進するため、羽村市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市史編さんに係る次の事項を所掌する。

- (1) 市史の監修に関すること。
- (2) 市史の構成及び編集に関すること。
- (3) 市史編さん本部への意見具申に関すること。
- (4) その他市史編さんに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 羽村市教育委員会委員 1人
- (3) 羽村市文化財保護審議会委員 1人
- (4) 羽村市農業委員会委員 1人
- (5) 羽村市商工会を代表する者 1人
- (6) 羽村市町内会連合会を代表する者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、速やかに後任者を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市史編さん事業に関し必要な助言を行うことができる。

3 顧問は、羽村市の歴史と文化に造詣が深く、市史編さんに関し見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 顧問の任期は、市長が別に定める。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第9条 委員会に部会を置く。

2 部会は、市史編さんに係る次の事項を所掌する。

(1) 市史の編集に関すること。

(2) 市史編さんに必要な資料の調査、収集及び整理に関すること。

(3) 市史の執筆に関すること。

(部会の構成)

第10条 部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 羽村市の原始・古代・中世を担当する部会(第1部会)

(2) 羽村市の近世を担当する部会(第2部会)

(3) 羽村市の近代・現代及び戦後における地方自治の変遷等を担当する部会(第3部会)

(4) 羽村市の地形・地勢・気候・動植物相等を担当する部会(第4部会)

(5) 羽村市の民俗を担当する部会(第5部会)

(部会の組織)

第11条 それぞれの部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員会委員のうち学識経験者をもって充てる。

3 部会に副部会長、部会員、市史編さん主任調査員及び市史編さん調査員(以下「部会員等」という。)を置くことができる。

4 部会員等は、羽村市の歴史と文化に見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(謝礼)

第12条 市長は、委員、顧問及び部会員等に対して予算の範囲内において謝礼を支払う。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、市史編さんに関する事務を所管する部署において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

羽村市史編さん委員会第3期委員等名簿

任期：平成30年10月1日～平成32年9月30日

区 分	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	深 澤 靖 幸	第1部会長 府中市郷土の森博物館学芸係長 再任
	白 井 哲 哉	第2部会長 筑波大学教授 再任
	浜 田 弘 明	第3部会長 桜美林大学教授 再任
	白 井 正 明	第4部会長 首都大学東京准教授 再任
	菊 池 健 策	第5部会長 元文化庁主任文化財調査官 再任
羽村市教育委員会	江 本 裕 子	教育委員会教育長職務代理者 再任
羽村市文化財保護審議会	白 井 裕 泰	文化財保護審議会会長 再任
羽村市農業委員会	清 水 亮 一	羽村市農業委員会会長職務代理 再任
羽村市商工会	増 田 一 仁	商工会会長 再任
羽村市町内会連合会	和 田 豊	町内会連合会会長 再任
顧 問	櫻 沢 一 昭	元羽村市文化財保護審議会会長

羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

平成17年2月22日羽企広発第12870号

(目的)

第1 この基準は、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、審議会等の会議録の作成及び公表等について、必要な事項を定め、もって市政情報の公開を図り、市政への市民参画の推進に資することを目的とする。

(会議録の作成等)

第2 羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第2に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）の会議を開催したときは、その会議の内容を記録するものとする。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名
- (4) 会議に付した案件
- (5) 会議の内容
- (6) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第3 第2第2項(5)に規定する会議の内容についての記録方法は、あらかじめ審議会等の長が当該会議に諮り、決定するものとする。

(会議録の様式)

第4 会議録は、別記様式に準じて作成するものとする。

(会議録の公表等)

第5 会議録は、決裁後速やかに、審議会等を所管する課の窓口で閲覧に供するとともに、市のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、当該会議録の記載事項の公表等について法令若しくは条例で別段の定めがあるとき又は記載事項が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

羽村市史編さん委員会の傍聴に関する定め

羽村市史編さん委員会

平成 26 年 10 月 3 日

(趣旨)

第 1 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（平成 15 年 10 月 1 日羽企企発第 8243 号）に基づき、羽村市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第 2 傍聴人の定員は 10 名以内とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着により決定する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、委員長は、会議を開催する場所の状況により、定員を変更することができる。

(傍聴の事前周知)

第 3 委員会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及び公式サイト等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

(傍聴の手続き)

第 4 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、委員会傍聴申込書に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第 5 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

(会議場への入場禁止)

第 6 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の順守事項)

第 7 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。

(3) 会議の妨害となる行為をしないこと。

(4) 傍聴により知り得た情報により、委員会若しくは特定委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。

(5) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。

- (6) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。
- (9) 携帯機器等の無線機器を使用しないこと。

(傍聴人の退場)

第8 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9 委員長は、委員会の決定により、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第10 この定めによるもののほか、委員会の傍聴等に関し必要な事項は、会議で決定する。

付 則

この定めは、平成26年10月 3日から施行する。

第1部会		29年度	30年度											31年度	
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
縄文班	縄文時代発掘調査資料整理	属性関係の分析・編年案の分析													
	進ちよく状況	⇒ 土器接合情報データの遺構図への展開													
	出土遺物台帳の再入力	羽ヶ田上遺跡データの再入力													
	進ちよく状況	⇒ 市史編さん室職員による入力作業が終了。調査員分析へ。													
	図版等のデジタルトレース	遺構図・土器類のデジタルトレース											掲載用に修正		
	進ちよく状況	⇒ 継続中													
写真撮影		土器単体・土器集合					写真データ整理			必要に応じて撮影実施					
	進ちよく状況	⇒ 約1100カットの撮影が終了。今後は必要に応じて撮影。													
資料編原稿執筆	章立て・レイアウトの検討・原稿執筆														
進ちよく状況	⇒ 継続中														
中世班	中世資料編印刷製本	納品													
	進ちよく状況	⇒ 資料編刊行													
	阿蘇神社所蔵資料の再整理	資料確認・実測・写真撮影・目録作成等													
	進ちよく状況	⇒ 阿蘇神社での棟札調査・写真撮影が終了。中世瓦等の調査を継続。													
	縄文時代以外考古資料再整理	鍛冶遺跡・吉祥寺跡出土遺物等の実測・写真撮影・目録作成等													
	進ちよく状況	⇒ 実測・調査を進行中													
考古資料編原稿執筆									縄文時代以降の原稿執筆・レイアウト作成						
進ちよく状況	⇒ 原稿案作成中。														
中世文献資料(本編)の内容検討	本編執筆に向けての準備														
進ちよく状況	⇒ 継続中														

第2部会	29年度	30年度												31年度
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
市内史料調査(補遺分)	必要に応じて実施													
進ちよく状況	⇒ 適宜実施中													
市内寺院所蔵史料調査(補遺分)	必要に応じて実施													
進ちよく状況	⇒ 阿蘇神社所蔵史料調査を実施(500点程度)													
郷土博物館収蔵資料調査	必要に応じて実施													
進ちよく状況	⇒ 中根家文書・坂本家文書等の史料閲覧・撮影を実施													
羽村市外における羽村市域関連資料調査	必要に応じて実施													
進ちよく状況	⇒ 天明一揆関係の史料調査(青梅市郷土博物館、府中市郷土の森博物館)													
資料編掲載史料のデータ化	筆耕・デジタルトレース													
進ちよく状況	⇒ 終了分のデータ修正及び未終了分について作業中													
近世資料編 執筆・印刷関係	原稿執筆							入稿・校正・印刷製本・納品					(納品予定)	
進ちよく状況	⇒ 9月25日に〆切を設定し、解説文の執筆中													

第3部会		29年度	30年度											31年度		
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
『近現代図録』関連作業	写真、新聞資料、確認・複写															
	進ちよく状況	⇒完了														
	資料編原稿執筆															
	進ちよく状況	⇒完了														
	近現代図録資料編 印刷製本	納品														
	進ちよく状況	⇒ 資料編刊行														
『近現代資料編(仮)』本編』関連作業	市内旧家所蔵近現代資料調査	旧家等の近現代資料整理作業(適宜)														
	進ちよく状況	⇒ 調査地を選定、必要に応じて適宜実施														
	市内関係団体等への聞き取り調査	条件が整い次第随時														
	進ちよく状況	⇒ 関係団体、戦後の様子に関する聞き取り等を適宜実施														
	羽村市役所所在公文書調査	市政情報目録、マイクロフィルムの確認・複写作業														
	進ちよく状況	⇒ マイクロフィルムの確認を継続中														
	郷土博物館収蔵資料調査	文献資料等の画像・目録資料の検証														
	進ちよく状況	⇒ 資料調査継続中														
羽村市外における羽村市域関連資料調査	周辺地域図書館等資料確認															
進ちよく状況	⇒ 国立国会図書館、東京都公文書館、町田市立自由民権資料館等にて調査中															
横田基地関連資料調査	資料の確認・複写・分析															
進ちよく状況	⇒ 国立国会図書館・国立公文書館・他収蔵施設等にて調査中															
羽村市関係新聞記事調査	データ・目録化											資料選定調査				
進ちよく状況	⇒ 近現代資料編(仮)の編さんに伴う記事の整理															

第4部会		29年度					30年度					31年度				
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
調査関連	市内地形等調査		多摩川沿いの上総層群(礫層と泥層の関係)													必要に応じて実施
	進ちよく状況	⇒ ほぼ終了。														
	植生・年輪調査		市内緑地・多摩川(適宜)													必要に応じて実施
	進ちよく状況	⇒ ほぼ終了。														
	鳥類調査		鳴き声確認・視認													必要に応じて実施
	哺乳類調査		センサーカメラによる観察													必要に応じて実施
	進ちよく状況	⇒ ほぼ終了。センサーカメラは8月上旬に回収済み。														
	市内気象観測調査						移動観測									
進ちよく状況	⇒ 7月末に移動観測実施。															
データ解析作業		データ入力および解析(適宜)													必要に応じて実施	
進ちよく状況	⇒ ほぼ終了。															
文献等調査		既存資料等の確認・整理・分析(適宜)														
進ちよく状況	⇒ 適宜実施中。															
執筆関連	資料編原稿執筆		レイアウト検討・原稿執筆													
	自然資料編 印刷製本														入稿・校正・印刷製本・納品 (納品予定)	
	進ちよく状況	⇒ 9月中旬、原稿完了。														

第5部会		29年度	30年度												31年度	
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
調査	春季祭礼等調査	準備 調査(4/7,8)														
	進ちよく状況	⇒ 春季祭礼調査完了(H29年度西側地域完了、H30年度東側地域完了)、適宜追加聞き取り調査実施														
	市内民俗関係資料調査	資料借用・写真撮影・内容確認等														
	進ちよく状況	⇒ 聞き取り調査による情報収集・借用・撮影などを適宜実施														
	聞き取り調査	合同調査＋個別調査														
	進ちよく状況	⇒ 9月3日～5日合同調査実施＋個別対応随時														
	郷土博物館収蔵資料調査	民俗資料の閲覧、撮影等														
	進ちよく状況	⇒ 進行中、今後実測作業などを予定														
	既調査事項の確認	調査情報の共有、資料編の目次構成案作成など 適宜														
	進ちよく状況	⇒ 部会研究会2回開催(6月、9月)、10月以降も適宜実施予定														
	資料編掲載の写真撮影								準備							
	進ちよく状況	⇒ 部会研究会2回開催(6月、9月)、今後適宜実施予定														

平成31年度『羽村市史 資料編』体裁案

	事務局案	市史編さん委員会意見	備考
タイトル	『羽村市史 資料編 考古』		第1部会
体 裁	A4判 横書き		
印 刷	表紙・写真・図版:カラー／本文:モノクロ		
製 本	糸かがり綴じ並製本 くるみ表紙(小口折り) 函なし		
部 数	1,000部		

	事務局案	市史編さん委員会意見	備考
タイトル	『羽村市史 資料編 近現代』(仮)		第3部会
体 裁	A4判 縦書き		
印 刷	表紙・写真・図版:カラー／本文:モノクロ		『羽村市史 資料編 中世』に準じる
製 本	糸かがり綴じ並製本 くるみ表紙(小口折り) 函なし		
部 数	1,000部		

	事務局案	市史編さん委員会意見	備考
タイトル	『羽村市史 資料編 民俗』(仮)		第5部会
体 裁	A4判 縦書き		
印 刷	表紙・写真・図版:カラー／本文:モノクロ		『羽村市史 資料編 中世』に準じる
製 本	糸かがり綴じ並製本 くるみ表紙(小口折り) 函なし		
部 数	1,000部		

『羽村市史 資料編 考古』構成案

<編集方針>

○市内の遺跡等の概要説明

- ・縄文時代：天王台遺跡・山根坂上遺跡・羽ヶ田上遺跡・精進バケ遺跡
- ・古 代：羽村市 No.3 遺跡
- ・中 世：鍛冶遺跡
- ・そ の 他：吉祥寺跡

阿蘇神社出土の中世瓦

○縄文羽村市編年の再構築

- ・山根坂上遺跡、羽ヶ田上遺跡出土の土器の出土位置と接合関係を分析し、時間軸設定の前提である編年を再構築する。
- ・細分化された土器編年をもとに、より細かな時期区分での集落景観を復元し、羽村市における縄文時代を理解することができる。

<構 成>

○体裁：A4 判 横書き フルカラー 写真・図版掲載約 300 点 300 ページ程度

○構成：

- ・刊行にあたって
- ・編集にあたって
- ・凡例
- ・目次

第 1 章 羽村市の遺跡（総論）

第 1 節 遺跡の発見と調査の歴史

第 2 節 羽村市の地形と遺跡の立地

第 2 章 縄文時代

第 1 節 縄文時代の羽村市

- ・縄文遺跡の立地
- ・縄文時代の時間軸（大別と細別）

第 2 節 精進バケ遺跡

- ・遺跡の概観（発掘の経緯）
- ・住居等の所産時期表
- ・主な遺構と出土遺物

第 3 節 天王台遺跡・山根坂上遺跡

- ・遺跡の概観（発掘の経緯）
- ・住居等の所産時期表
- ・主な遺構と出土遺物
- ・（補）住居における土器とその出土状態

第4節 羽ヶ田上遺跡

- ・遺跡の概観（発掘の経緯）
- ・住居等の所産時期表
- ・主な遺構と出土遺物
- ・（補）住居における土器とその出土状態
- ・平成28年度・平成29年度発掘調査内容

第3章 古墳時代以降

第1節 羽村市 No.3 遺跡

- ・採集された遺物

第2節 吉祥寺跡

- ・遺跡の概観（発掘の経緯）
- ・出土遺物

第3節 阿蘇神社の中世瓦

- ・採集された遺物

第4節 鍛冶遺跡

- ・遺跡の概観（発掘の経緯）
- ・遺構と遺物
- ・五ノ神鋳物師の遺品

補遺

- ・編年史料
- ・石造供養塔

資料

- 参考文献一覧
- 写真・図版一覧
- ・協力者・協力機関一覧
- ・執筆分担一覧
- ・市史編さん関係者一覧
- ・あとがき

參考資料

あそ 阿蘇神社の中世瓦

所在地・・・羽加美4丁目6番地

市遺跡番号・・・なし

遺跡として登録されていないが、阿蘇神社で中世の瓦が出土している。現在、宮司宅で保管されていて、その一部は平成23年に市指定文化財になっている。中世の瓦の出土地は限られ、阿蘇神社そして羽村の歴史を語る上で欠くことのできない出土品である。



縮尺 1/50000

■ 阿蘇神社の位置

阿蘇神社は、千ヶ瀬面が多摩川に突き出した先端にある。千ヶ瀬面は羽村市域に数多く形成された沖積段丘面のうち、最も低位にあたるが、阿蘇神社はちょうど根捌崖線の起点の崖上にあり、多摩川の河原との比高は* mもある。現在、神社へは東方から入る参道が一般的になっているが、多摩川の堤を北方に進み、石段を登るのが本来の参道であったという。

■ 採集瓦の概要

現在宮司宅に保管されている瓦は全て破片で、軒丸瓦*点、軒平瓦*点、丸瓦*点、平瓦*点、面戸瓦*点、鬼瓦*点である。これらは、黒色粒子とわずかに長石の細粒を含む緻密な胎土で、酸化焰焼成だが焼き締まっていて、明褐色や灰褐色を呈しているものがほとんどである。このように、胎土、焼成、色調が共通する点からすると、これらは同一の瓦窯で、同時に製作されたものと推測できる。

軒丸瓦（第*図1～3）：瓦当は左巻きの三巴文である。瓦当を残すのは2点しかないが、1は

瓦当部が完存し、直径は9.4cmである。通常、瓦当文の部分は瓦範を押付けた後に特に手を加えることはしないが、瓦当の外区と巴部分をナデつけていて、とりわけ外区部分は強くナデつけている。3は、軒丸瓦の丸瓦部の破片である。凹面には布目圧痕があるが、その一方にナデ付けた痕跡があることから、軒丸瓦の丸瓦部と判断した。幅9.3cm前後で、側辺は凹面側・凸面側ともにヘラケズリ、凸面は縦方向のナデ調整を施している。

軒平瓦（第*図4～*）：瓦当は下向きの剣頭文を陽刻したもの。4から推測される瓦当幅は17cmである。その製作は、平瓦を凸型台に置いて成形した後に、その狭端部を斜めに切り落として、別粘土を充填したうえで瓦当範を押付けた、「瓦当貼付け」と呼ばれる技法によっている。

なお、この瓦当範は外区や脇区までも彫り込んだ特異なものである。上外区の幅がかなり広く、平瓦部の広端部の幅が著しく広い点、平瓦部が2.5cm前後と分厚い点、広端が湾曲する点も通常みられない。平瓦部の凹面はアバタ状を呈していて、離れ砂というよりも乾燥した粘土の細かなカスを用いたように見える。凹面の右辺近くには直

線状の圧痕があるが、何に起因するのかわかりません。凸面は離れ砂を用い、部分的にナデ調整をしている。側面と広端面はほぼ未調整に近い。凸面中央近くに約 1.5cm 角のくぼみがある。くぼみの内側にも離れ砂が確認できるから、平瓦部の製作時に用いた凹型の突起に起因するものと推測する。

丸瓦（第*図*~*）：

平瓦（第*図*~*）：小片ばかりのため、全体像は詳らかでない。*・*は凹面・凸面ともに離れ砂が認められる。*の側面はケズリの後にナデている。*はケズリの後にナデ調整をした端面を残す。狭端面であろうか。

面戸瓦（第*図*~*）：

鬼瓦（第*図*~*）：鬼瓦は 2 種あると判断される。

A 種は巨大な鼻に特色がある個体である。*は○片が接合したもので、上辺と左右辺が残る。残存する幅は 29.7cm、高さは 27.2cm である。巨大な鼻は高さ 13.5cm ほどあり、両眼も 3cm ほど突出し、眼の脇から上にかけては眉を表現する複数の突起がある。大きく空いた左右の鼻の孔は一つにまとまり、地板を貫通している。鼻の脇には直径 30 mm ほどの円文がある。*は*の両眼の脇にあったものと同じ計 8 個の円文が 1 条の沈線を挟んで並ぶ。接合しないが、アの左脚部か、あるいはこれと対になる個体の脚部と推測される。*は裏面のみが遺存する地板の破片である。左眼を埋め込むための直径約 5cm、深さ 2 cm のくぼみがある。*は*と別個体であることが明らかだから、A 種は 2 個体存在すると判断できる。*~*の裏面には、ムシロ状の圧痕がある。

これらから、A 種は、①ムシロ状の敷物の上に地板となる粘土板を置く、②鼻孔の奥にあたる部分を穿孔し、脚部を作り出すなど、大まかに成形する、③眼や眉の部分は地板を予めくぼめて、

パーツを貼り付ける、④鼻の脇から脚部にかけて竹管状の工具で円文を施す、といった手順で製作したものと考えられる。

B 種は、小片のエのみで、直径 1cm ほどの円文と隆起がみられる。隆起は左頬に相当すると推測する。A 種よりも明らかに小型で、厳密に言えば胎土はほかの瓦に比べてさらに緻密である。

■ 瓦の年代

これらの瓦の年代を明示する史料は当然存在せず、瓦当文や製作技法から推測するしかない。ただ、阿蘇神社の軒丸瓦と軒平瓦の瓦当文は、やや特殊な一面を持つものの、類例に乏しく、必然的に年代を推測することはむづかしい。これに対して、軒平瓦の製作技法は大枠を決める手掛かりになる。

おおむね中世の軒平瓦は、文様のある瓦当部と平瓦部との接合方法一の違いから、①平瓦の広端を折り曲げて瓦当部とする「折り曲げ技法」、②平瓦の広い端部を包み込むように別粘土を充填して瓦当部とする「包み込み技法」、③平瓦の広端の凸面に別粘土を充填して瓦当部とする「顎貼付け技法」、平瓦の広端の凸面を斜めに切り落とし、別粘土を充填して瓦当部とする「瓦当貼付け技法」が用いられている。このうち東国の中世瓦に見られるのは①③④で、①③が用いられていたが、13 世紀中頃に④つまり「瓦当貼付け技法」が導入され、おおよそ 15 世紀に入るところから③に回帰すると考えられている。

阿蘇神社の軒平瓦はわずか 2 点しか確認できないが、ともに瓦当貼付け技法が採用されている。したがって、13 世紀中ごろ以降、14 世紀代までが、この瓦の製作年代と推測される。もっとも、瓦当貼付け技法の採用が 13 世紀中ごろにあるとしても、技術の転換はそれなりの移行期間を経て定着しているものと考えられる。例えば、細かな分析がなされている鎌倉の永福寺跡出土瓦の場合、瓦当貼付け技法は永福寺Ⅱ期（1235～

80) に導入されているものの、定着するのは同Ⅲ期(1287～1315)に降るといふ。阿蘇神社の軒平瓦はわずか2点だが、ともに明確な瓦当貼付け技法に拠っているから、13世紀末以降と推測される。

一方、武蔵における瓦の需要には幾度かの波があり、13世紀末から14世紀初頭前半に一つのピークがあることが判明して、多摩川流域には埼玉県比企地方や多摩地方で生産されたと推測される特色ある瓦が供給されている。しかし、阿蘇神社採集瓦はこれらとは全く別の系譜を引く製品と判断される。

この点も踏まえると、阿蘇神社の瓦は、比企地方や多摩地方で生産された特色ある瓦の供給が途絶えた段階の製品とみるべきで、14世紀前葉から中葉と考えておきたい。

なお、他とは異なる胎土をもつ鬼瓦Bは、年代を推測しやすい同じ胎土の軒平瓦や、他所での類例の発見を待つしかないが、上記の年代を逸脱するものではないと推測しておく。

■ 阿蘇神社と中世瓦

阿蘇神社では、近世以降、複数の縁起類が制作されており、これらは平将門との由緒を説いている。しかし、それを証する史料はなく、阿蘇神社の存在を示す確実な史料は、同社に残る天文5年(1536)銘の棟札(本書 中世編年史料補遺*)まで降る。この銘文によって、「武州杣長瀨郷羽村」に鎮座する安所(阿蘇)神社は、天文5年に将門の後裔と自称する三田氏によって修造されたことが確認できる。しかもそれは、創建以来七度目の造営であった主張している。将門に結び付くかどうかはともかく、天文5年を大きくさかのぼる由緒を持つことは認めてよいだろう。

阿蘇神社にはもう一つ、古い遺品がある。市の文化財に指定されている阿形の狛犬(獅子)1体である。檜の一木造で、顔面は著しく磨耗しているものの、左右自由に巻くたてがみやまっすぐな

腰の立ち上がりなどから、平安時代後期の作と推定されている。縁起と棟札の間に位置付けられる遺品といえなくもないが、来歴不明の即断はできない。

そうしたなか、14世紀前葉～中葉のものと推測された瓦は、大きな意味を持つ。瓦を用いた建物が、棟札によって確認できる天文5年の社殿再建を200年ほどさかのぼる時点で、存在したことを示しているのである。

ところで、阿蘇神社採集の瓦はどのように利用されたのだろうか。ふつう瓦は屋根を覆うものと理解されている。これを「総瓦葺」という。しかし、瓦は大きな屋根を覆うばかりでなく、屋根の局所のみを覆う場合もあった。屋根そのものは檜皮や柿などで葺き、大棟の部分だけを瓦で覆った屋根形態がある。熨斗瓦を主に平瓦と丸瓦(雁振瓦)だけを用いたものを「熨斗棟」、熨斗棟の下部に軒丸瓦と軒平瓦を埋め込んだものを「葺棟」と呼んでいる。

阿蘇神社では軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、面戸瓦、鬼瓦が確認されている。軒丸瓦や軒平瓦があるのだから熨斗棟ではなく、総瓦葺ないし葺棟と判断される。そのうえで、瓦の種類ごとの組成をみると、瓦の総数が少ないにもかかわらず、軒丸瓦と軒平瓦ばかりか、熨斗瓦、面戸瓦、鬼瓦が確認できる点に特色があるといつてよい。総瓦葺の場合、瓦の総数に対して軒丸瓦や軒平瓦はわずかで、葺棟の場合は軒丸瓦と軒平瓦の比率は増加する。この点からすると、阿蘇神社の瓦は葺棟に用いられたものと判断できる。現本殿の周囲で採集されたという事実はこれを傍証するといつてよからう。

多摩川流域において、14世紀前半ころの瓦は青梅市武蔵御嶽神社、昭島市拜島大日堂遺跡、あきる野市二宮神社、立川市普濟寺(立川館跡)、八王子市蓮生寺、府中市大國魂神社(六所宮)、同高安寺、同国府八幡宮で確認されている。とても限定的で、ある程度、寺社の格式をうかがうこ

とができるというよいと思う。さらに注意したいのは、その多くを神社が占めている点である。前近代における神仏が習合した体制のなかで、神社境内に仏堂が存在することは当たり前であったが、御嶽神社、二宮神社、大国魂神社、国府八幡宮でも、阿蘇神社と同様に、瓦の総数に占める軒丸瓦や軒平瓦の割合が高く、面戸瓦や鬼瓦が見つまっているのである。これらの神社でも萱棟の建物が存在したと判断してよい。

萱棟という屋根形態は、あまり目にすることがないかもしれないが、中世の絵巻物を繙けば神社の社殿に多く見出すことができる。最古の神社建築として国宝に指定されている京都の宇治上神社など、現存例も少なくない。萱棟は必ずしも神社建築に限定されるわけではないが、多摩川流域においては神社建築に顕著にみられ、阿蘇神社もその一つであったと考えてよいだろう。

ところで、天文5年銘の棟札によれば、阿蘇神社のある「羽村」は三田氏が領有する柚保の長淵郷に属していた。現在の羽村市の北西部が柚保の長淵郷に属していたことは、応永25(1418)年の「三田勝千売券」(青梅旧宝林寺文書・中世資料編史料53号)に「長淵郷小佐久(小作)村」とあることから確認できる。現在、長淵の地名は青梅市の南東部に残されているが、多摩川を挟んだ羽村市域に及んでいたのであり、三田氏と阿蘇神社の関係も15世紀前半には成立していたとみてよい。また、柚保と三田氏の関係は、青梅市今寺の法恩寺にかつてあった梵鐘銘(中世編年史料10)から元享二年(1323)にさかのぼることも明らかである。とすれば、阿蘇神社において瓦を用いた社殿の造営を行ったのも、三田氏であった可能性が高い。棟札に記された「七度御造立」の詳細は不明だが、瓦はそのうちの一度に用いられたものと考え、あながち誤りではないと思う。

このように、中世の羽村市域に関わる史料は僅かしか見いだせないなかで、阿蘇神社の中世瓦は

地元に残されたきわめて重要な資料といえる。

■参考文献

第7回中世瓦研究会実行委員会編 『東京の中世瓦』
2000年

(深澤靖幸)

かじ 鍛冶遺跡

所在地・・・五ノ神1丁目

市遺跡番号・・・なし

羽村駅東口にあるまいまい井戸の周辺には、江戸時代の前期（17世紀）頃の鋳物師たちが活動した遺跡がある。鉄や銅を溶かし、鋳型に流し込み、鍋や釜といった日用品を製作していたようである。青梅市塩船観音寺の梵鐘も五ノ神の鋳物師の作品である。



縮尺 1/5000

■ 遺跡の位置

鍛冶遺跡は沖積段丘の一つである拝島面にある遺跡である。東北方の五ノ神崖線まで*m、西南の羽村崖線までは*mあって、拝島面の真っ只中に位置している。JR羽村駅東口にある、まいまい井戸の周囲にあった五ノ神の古い集落の一带に広がる遺跡と考えられる。

■ 調査の概要

羽村町郷土研究会の要望と羽村町文化財専門委員会の答申を受けて、羽村町教育委員会が昭和43年(1968)6月22日～26日に発掘調査を行っている。都立武蔵野郷土館の吉田格が指導し、郷土研究会会員と東京学芸大学考古学研究会の学生が参加した。交差する3つのトレンチが設けられ、調査面積は約50㎡である。この時の発掘地点は現在の五ノ神1丁目*m番地にあたる。

■ 主な遺構

調査報告書によると、第1トレンチでは遺物集積1か所、炉址2基、石囲い1基、レンガ状の遺物の集積1か所、第3トレンチでは河原石

の点在が1か所見つかっている。

炉址は直径約70cm、と約60cmの2基で、ともに溶解炉の炉底部分である。へ壁は10cmほどの高さで残っていたという。*****

■ 出土遺物

発掘調査報告書によると、*****が出土している。このうち、***は羽村市郷土博物館で保管されているが、**の所在は不明である。また、収蔵されている鋳型片や溶解炉壁片、鉄滓*が出土した全てであるかどうかはわからない。銅銭：2枚出土していて、天元聖宝と寛永通宝であったという。天元聖宝は中国・北宋で1023年の初鑄である。寛永通宝は軒平瓦（第*図4～*）：瓦当は下向きの剣頭文を陽刻したもの。4から推測される瓦当幅は17cmである。その製作は、平瓦を凸型台に置いて成形した後に、その狭端部を斜めに切り落とし、別粘土を充填したうえで瓦当範を押付けた、「瓦当貼付け」と呼ばれる技法によっている。

なお、この瓦当範は外区や脇区までも彫り込んだ特異なものである。上外区の幅がかなり広く、

平瓦部の広端部の幅が著しく広い点、平瓦部が

■ 五ノ神鑄物師の遺品

2.5cm 前後と分厚い点、広端が湾曲する点も通常みられない。平瓦部の凹面はアバタ状を呈していて、離れ砂というよりも乾燥した粘土の細かな

■ 五ノ神鑄物師の位置付け

カスを用いたように見える。凹面の右辺近くには直線状の圧痕があるが、何に起因するのかは不明である。凸面は離れ砂を用い、部分的にナデ調整をしている。側面と広端面はほぼ未調整に近い。凸面中央近くに約 1.5cm 角のくぼみがある。くぼみの内側にも離れ砂が確認できるから、平瓦部の製作時に用いた凹型の突起に起因するものと推測する。

■ 参考文献

羽村町教育委員会編 『羽村町五ノ神の鍛冶遺跡調査報告書』 1969 年

羽村町史編さん委員会編 『羽村町史』 羽村町 1974 年

桜沢孝平 『鑄物師と梵鐘とまいまいず井戸の話』 武蔵野郷土史研究会 1981 年

(深澤靖幸)

「羽村市史 資料編 近現代」(仮) 構成案

1. 編集の視点

①資料編の構成は、時系列にこだわらず、テーマ性も重視する

近代資料が十分ではないことから、近代はテーマ性を、現代は時系列を重視する

②戦前と戦後の連続性と不連続点を明確にし、単なる行政史とはしない

③羽村の歴史的特徴を明瞭化する(キーワードの明確化)

自由民権運動、多摩川との関係、畑作・養蚕・養豚業の展開、青梅鉄道の敷設、横田基地との関連、首都圏整備法との関係、区画整理事業の展開、工場の誘致…
羽村を特色づけるテーマ:玉川上水、中里介山、砂利穴問題、消費者生活運動…

④地域の歴史を日本の歴史と関連づけながら検討する

⑤史資料に基づき、公正・中立かつ客観的・学術的記述を行う

⑥歴史学にとどまらず、地理学・政治学・経済学・社会学・文学等の視点も取り込む

2. 体裁・工程・構成

(1)体裁

A4版、400ページ程度、平成32年3月刊行

(2)工程

平成31年4月を目途に掲載資料確定、8月までに解説原稿作成、
9月以降レイアウト・編集作業、平成32年3月刊行

(3)全体構成

テーマ性を重視した次の構成とする。

<構成>

第1部 近代

第1章 明治期

- ・政治・行政(地租改正、大区小区制、西多摩村の成立、東京府移管問題)
- ・自由民権運動(三多摩壮士、板垣退助、西多摩郡自由党懇親会、島田研一郎)
- ・産業・交通(養蚕・製糸業、産業組合、商工業、羽村銀行、青梅鉄道)
- ・教育・文化(学校教育の成立、岡部直清、佐々蔚、教育会、青年会、青年団、処女会)
- ・社会生活(日清・日露戦争、消防組)
- ・指田茂十郎と下田伊左衛門

第2章 大正～昭和戦前期

- ・政治・行政(経済更生指定村)

- ・産業・交通（養蚕組合、醤油製造、西玉社、酪農、羽村山口軽便鉄道、砂利鉄道）
- ・教育・文化（西多摩村誌、農業公民学校）
- ・社会生活（電灯、公衆電話、関東大震災）

第3章 戦中期

- ・政治・行政（都制施行）
- ・産業・交通（戦時統制、軍需工場、農民道場、青梅鉄道国有化）
- ・教育・文化（国民学校、「牛飼ふ村）、学童疎開）
- ・社会生活（警防団、勤労働員、配給、疎開文化人、戦争被害、戦没者）

第4章 中里介山と羽村

- ・教員時代
- ・西隣村塾、大菩薩峠記念館

第5章 多摩川と玉川上水

- ・通船事業
- ・川崎分水
- ・土木事業と地域経済
- ・観光

第2部 現代

第1章 戦後改革・復興（1945～1954年）

- ・政治・行政（農地改革、村長初公選、役場新庁舎）
- ・産業・経済（養豚業、酪農、青新会、都立羽村草花丘陵自然公園）
- ・教育・文化（六三制、社会科西多摩案、村民運動会、青年学級・婦人学級、婦人会）
- ・社会生活（桜まつり・西多摩村消防団、西多摩村国民健康保険）
- ・（仮）米軍と地域社会

第2章 高度経済成長期（1955～1973年）

- ・政治・行政（町制施行、区画整理事業、農業振興計画、町営住宅）
- ・首都圏整備（工場誘致、市街地開発区域指定、羽村団地）
- ・産業・交通（農業振興特別指導事業村、有線放送、青梅線複線化、羽村駅舎改築）
- ・教育・文化（教育施設理想配置計画、消費者運動、中央館、総合文化祭、図書館）
- ・社会生活（上水道、下水路組合、衛生組合、ごみ処理場、消防組合）
- ・（仮）米軍と地域社会

第3章 郊外化と市制施行（1974～1991年）

- ・政治・行政（役場新庁舎、第一次長期総合計画、住居表示、市制施行）
- ・砂利穴問題
- ・産業・交通（小作駅舎改築、羽村大橋、羽村堰下橋）
- ・教育・文化（公民館、地域文庫、動物公園、郷土博物館）
- ・社会生活（夏まつり、消防少年団、放置自転車）
- ・（仮）米軍と地域社会

第4章 現在（1992年～）

- ・政治・行政
- ・産業・経済
- ・教育・文化
- ・社会生活

『羽村市史 資料編 民俗』（仮） 目次（案）

第1編 羽村市の暮らしと民俗

第1章 総説—羽村市とそのとりまく環境—

第1節 地域の概要

第2節 羽村の民俗

第2章 社会と暮らし

第1節 村の成立

第2節 社会組織

第3節 共有と共同

第4節 集団と運営

第5節 本分家と同族

第3章 暮らしの営みと仕事

第1節 土地利用と暮らし

第2節 生業暦と変遷

1 稲作

2 畑作

3 養蚕

4 畜産

第3節 店と諸職

第4章 暮らしの中の衣食住

第1節 日常の暮らし方

1 衣食住の一年

2 衣食住の管理

第2節 暮らしの中の衣類

1 日常の服装

2 子どもの服装

3 晴の日の服装

4 衣服の製作と管理

5 身の回りのもの

第3節 暮らしの中の食

1 三度の食事と間食

2 晴の日のご馳走

3 食生活の展開

第4節 住まいと住まい方

1 生業と住まい方

2 普請と儀礼

第5章 季節と行事

第1節 日々の暮らしと行事

第2節 正月

- 第3節 春から夏の行事
- 第4節 盆の行事
- 第5節 秋から冬の行事

第6章 人の一生

- 第1節 誕生と産育
 - 1 妊娠
 - 2 出産
 - 3 育児と産育儀礼
- 第2節 婚姻と年祝い
 - 1 若者と娘
 - 2 婚姻
 - 3 厄年と年祝い
- 第3節 人の死と社会
 - 1 葬儀と手伝い
 - 2 墓と供養

第7章 社寺と信仰

- 第1節 氏神と地域社会
 - 1 氏神の成立と氏子組織
 - 2 行政村の変化と神社の創設
- 第2節 寺院と墓制
 - 1 寺院と地域社会
 - 2 墓制と墓の祭祀
- 第3節 講の組織と社会的機能
 - 1 ニワバの結びつきと講行事
 - 2 集落組織の展開と講
 - 3 参詣講・代参講
- 第4節 「家」に祀られる神仏とその変遷

第2編 多摩川をめぐる民俗

- 第1章 多摩川の自然
 - 地形／玉川上水の堰／災害と復旧／水番と共同労働
- 第2章 多摩川と生業
 - 川漁／クズハキ／砂利採取／筏流し
- 第3章 多摩川と子ども
 - 川遊び／魚取り／河原の遊び場／口承文芸

第3編 羽村の春祭り

- 第1章 祭礼の概要
 - 第1節 羽村春祭りの変遷
 - 八雲神社の祭りから羽村春祭りへ／天王神輿と山車／六社と氏子地域／六社曳き合わせの経緯

第2節 羽村の春祭り
春祭りの概観／八雲神社祭礼と花見／観光イベント

第2章 平成28・29年の春祭りの記録

第1節 東町の八雲神社春季例大祭
氏子総代と青壮年／祭礼の準備と役割分担／軒花・万灯・地口行灯作り
／山車組立て
神酒所の接待／年番太鼓・神輿の巡行と川渡御／山車の巡行／境のキッカセ
／片付けとサイクラ／花見

第2節 川崎の神明神社八雲例大祭

第3節 五ノ神の五ノ神社八雲祭祭典

第4節 奈賀町の玉川神社八雲祭

第5節 加美町の阿蘇神社八雲祭春季例大祭

第6節 小作本町の松本神社春の例大祭

第7節 新町内会の春祭り

- 1 緑ヶ丘第一
- 2 緑ヶ丘第二
- 3 緑ヶ丘三丁目
- 4 緑ヶ丘西
- 5 富士見平第一
- 6 東台

第3章 神輿と祇園囃子

第1節 天王神輿
天王神輿（八雲神社の神輿）の祭り／由来と変遷

第2節 祇園囃子
祇園囃子の伝承／太鼓台

第4章 山車と祭礼囃子

第1節 各町の山車
山車の制作と伝播／各地区の山車の形態／周辺地域の山車

第2節 祭礼囃子

コラム案・わかりやすく、読みやすい、市民が興味関心をもつもの。

- ・記念写真の解説（背景に写っているものの情報や民俗）
- ・俗謡や伝説
- ・膳椀調査の解説
- ・ニワバの民俗
- ・山車の彫り物や特徴など

構成・体裁案について

- ・縦書き
- ・1ページあたり（30文字×25行）×2段組
- ・総ページ数300ページを予定。（10月の打ち合わせで最終調整する）

平成 30 年度羽村市史関連講座について

- 1 目 的 ① 郷土羽村をよりよく知るための機会とする
② 羽村市民に広く市史編さん事業を周知する
③ 調査過程で得られた知見を、羽村市民に還元する
- 2 日 時 平成 30 年 12 月 1 日（土） 14:00～16:00
- 3 場 所 羽村市生涯学習センターゆとろぎ 講座室 1
- 4 内 容 （仮）「羽村市域の江戸時代を見直す」
江戸時代の羽村市域は、古文書などから領主の支配体制・生業・村内外で起こった騒動・信仰など様々な分野における特色を見出すことができます。また、江戸近郊に位置し、その地理的な要因から、玉川上水の取水口として機能し、武蔵野の開発が行われた地域でした。『羽村町史』編さん以降の蓄積や市史編さん事業における成果から、新たに判明してきた羽村市域の江戸時代の姿について話をします。
- 5 講 師 白井哲哉氏
(羽村市史編さん部会第 2 部会長／筑波大学 図書館情報メディア系 教授)
- 6 対 象 一般（羽村市民等を問わない）
- 7 定 員 80 人（申込みは不要、直接会場へ）
※一時保育あり（託児を希望の方は事前の申し込みが必要。定員 4 人）
- 8 参加費 無料
- 9 広 報 「広報はむら」11/1 号・羽村市史編さんだより「伸びゆくはむら」・
羽村市公式ウェブサイト・ポスター・チラシ等で周知する